

大阪開催

# 格段に提案の幅が広がる 信託会社を利用した オーダーメイド信託の本質を見極める

平成28年

# 8月25日 木

定員  
60名様  
限定



お申込み多数の場合は、事前に締め切らせていただきます。  
また、事前入金による先着順とさせていただきますので、予めご了承ください。

14:00-17:00 (受付開始13:30)

受講料: 25,000円 (資料代・税込み)  
※各会員割引あり裏面をご参照ください。

会場: AP大阪淀屋橋  
(京阪本線淀屋橋駅中央改札口徒歩約2分)

講師 金森 健一 氏

ほがらか信託株式会社 常務執行役員 / 弁護士法人中村総合法律事務所 弁護士



管理型信託会社「ほがらか信託株式会社」の設立・登録申請業務に従事した後、2013年8月より同社法務コンプライアンス部長、2015年9月より常務執行役員。民事・商事の各家族信託の設計・コンサルティング業務、信託業法等のコンプライアンス業務に従事する傍ら、一般向け及び団体・士業向けの信託セミナーで多数講演し信託及び士業による信託業務の普及にも努めている。信託法学会会員。著書として『信託法実務判例研究』(有斐閣)、「詐欺信託」「受託者の公平義務」を担当)や、「管理型信託会社を受託者とする不動産管理処分信託」(信託フォーラム第3号)、「事業承継への弁護士会の取組みと信託の可能性」(共同執筆) (信託フォーラム第5号) などがある。

## ごあんない

親族、一般法人等の専任法人に次ぐ、第三の受託者候補としての“管理型信託会社”の活用について、ご紹介いたします。家族信託は専門家の方の支えがその成功のカギとなります。士業の先生方、専門家の方が信託を自らの業務としていただくための提案もいたします。次のような方に特にお勧めいたします。

- ・適切な受託者が確保できず信託の提案を断念されたことがある方
- ・信託会社、商事信託は民事信託と相容れないとお考えの方
- ・より安全・確実な信託スキームを顧客に提案したい方
- ・信託の設計段階のみならず信託期間中も信託関係人として顧客を支えたいとお考えの方
- ・民事信託の知識については習得が済み、顧客への提案を実行に移したい方

## 講座内容

- 【1】 真の民事信託マスターになるために
  - (1) 信託会社と、親族個人受託者、一般法人受託者との違いと使い分けの判断基準
  - (2) 信託の関係者の見取り図—あなたは何を担うか
- 【2】 信託会社とは何か —提案のための前提知識①
  - (1) 信託業法と日本の信託会社
  - (2) 信託業のライセンス取得のハードルはどのくらい高いか
  - (3) 信託会社はどのような監督を受けている？
- 【3】 管理型信託とは —提案のための前提知識②
  - (1) 管理型信託＝指図型と保存行為型
  - (2) 指図と指図人が必要な理由
- 【4】 信託会社もここまでできる管理型信託会社の活用事例
  - (1) 不動産共有対策 (5) 自社株承継信託
  - (2) リバースモーゲージ信託 (6) 遺言代用信託
  - (3) 遺言書併用停止条件付信託 (7) 金銭保全信託
  - (4) 生命保険信託 (8) 任意後見支援信託 ほか
- 【5】 設計・設定時における民事信託との相違 —提案をスムーズにするために  
“信託検査マニュアル”と“信託会社等に関する総合的な監督指針”より
- 【6】 提案・設計しっ放しにしない責任あるプロによる信託の支え方
  - (1) 安定した信託を支える 指図権者・信託監督人・受益者代理人
  - (2) 日本に信託を根付かせるための心得5箇条



WEBでのお申し込みは >>

<https://tap-seminar.jp>

